

事業所向けの

安全衛生教育(追教育)の実施について

労働安全衛生法第60条の2では「事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない」と規定され、この規定に基づく「安全衛生教育に関する指針」では、クレーン・フォークリフトなどの就業制限に係る(特別教育を必要とする)業務に従事する者は、概ね5年ごとに安全衛生教育を実施することが望ましいとしています。

足利労働基準協会では、対象者が概ね15人以上いる事業所向けに、この安全衛生教育(追教育)を実施しています。

それぞれの事業所向けに実施するため

事業所の会議室や作業設備を使用して実施することができます。

対応できる作業は「クレーン」「フォークリフト」「玉掛け」「ガス(アーク)溶接」「有機溶剤」ですが、従業員の業務内容に応じて「クレーン&玉掛け」など複数の組み合わせで実施することが可能です。

カリキュラムは、指針を基準に事業所の実態を踏まえて個別に作成します。

実施日や時間・内容、受講料については相談のうえ決定します。

終了後、協会で安全衛生教育受講証明書を発行します。

この安全衛生教育は随時受付・実施しています

一実施(計画)予定日の1か月前までに「まずは電話で」ご相談くださいー
(申込書などの必要書類はその後お送りします)